

掛川市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、掛川市ホームページ広告掲載要綱（平成19年3月15日施行。以下「要綱」という。）第4条第3項の規定により、広告の掲載に関する基準に関し定めるものとする。

(基準の適用範囲)

第2条 この基準は、市サイトに掲載する広告のほか、当該広告がリンクしているウェブページの内容についても適用する。

(広告を掲載しない業種又は事業者)

第3条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 市に納付すべき税、料金等を滞納しているもの
- (3) 消費者金融、高利貸しに関するもの
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに関するもの
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を受けている事業者
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (12) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (14) 掛川市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱又は掛川市物品購入等契約の指名停止実施要綱に基づく指名停止を受けているもの
- (15) その他市サイトに広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第4条 要綱第4条第2項に規定により広告掲載の対象としないものの例示は、次のとおりとする。

(1) 要綱第4条第2項第1号に掲げるもの

- ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

(2) 要綱第4条第2項第2号に掲げるもの

- ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの
- イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
- エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの

(3) 要綱第4条第2項第3号に掲げるもの

- ア 他の者を誹謗し、中傷し、若しくは排斥し、他の者の名誉若しくは信用をき損し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 第三者の氏名、写真若しくは談話、商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 要綱第4条第2項第4号に掲げるもの

- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む。）
- イ 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む。）

(5) 要綱第4条第2項第5号に掲げるもの

- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
- イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず

ならず、その旨の表示がされていないもの

(6) 要綱第4条第2項第6号に掲げるもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
- イ 射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
- ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威付けようとするもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等に違反する業種、商法又は商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現を含むもの
- ク 人材募集広告にあっては、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- サ 他人名義の広告
- シ 広告の内容が明確でないもの
- ス 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を含むもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
- セ 市の行う事業の円滑な運営に支障を来すもの
- ソ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの

(7) 要綱第4条第2項第7号に掲げるもの

- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等表示する必然性のあるものは、その都度適否を検討するものとする。
- イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
- ウ 残酷な描写など、善良な風俗の保持に反するような表現
- エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(8) 要綱第4条第2項第8号に掲げるもの

- ア 品位を損なう表現のもの
- イ 詐欺的なもの、又は、いわゆる不良商法とみなされるもの
- ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
- エ 投機を著しくあおる表現のもの
- オ 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
- カ 占い、運勢判断などに関するもの
- キ 通貨及び郵便切手の複写の使用
- ク 謝罪、釈明などのもの
- ケ 尋ね人、養子縁組などのもの
- コ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- サ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- シ 皇室関係の写真、紋章を使用するもの
- ス 市サイトの一部であると混同するおそれのあるもの
- セ 広告の内容とリンク先の内容に関連性のないもの
- ソ バナーのデザインがOSやアプリケーションの機能と混同するおそれのあるもの
 - (ア) 「はい」「OK」等OSやアプリケーションのボタンのデザインを模したもの
 - (イ) ラジオボタン、チェックボックス、テキストボックス、リストボックスその他OSのオブジェクトのデザインを模したもの
 - (ウ) アラートマークその他OSがユーザに対し注意喚起を促すためのイメージを模したもの
- タ その他社会的に不適切なもの

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第5条 掲載する広告の表示内容については、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 人材募集広告

- ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあっ旋の疑いのあるものは認めないこと。
- イ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しないこと。

(2) 資格講座

- ア 受講する資格の内容を明確に表示すること。あたかも、国家資格であるといった誤解を招

くような表示はしないこと。

イ 講座受講だけで資格が取得できるような誤解を招かないよう、資格取得に必要な事項を広告又はリンク先のページに明確に表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しないこと。

エ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしないこと。

(3) 病院、診療所又は助産所

ア 獣医療法（平成4年法律第46号）第17条の規定の範囲内で表示すること。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示をしてはならないこと。

ウ 提供する医療により、疾病等が完全に治癒する等その効果を推測的に表示してはならないこと。

エ 当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは表示できないこと。

オ マークを表示する場合、必ず文字を併記しなければならないこと。また、赤十字のマークや名称は自由に用いることができないこと。

(4) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう又は柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定の範囲内で表示すること。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、表示してはならないこと。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないこと。

(5) 前2号に定めるもののほか、法令により広告の制限を受けている業種等については、その規定の範囲内で表示すること。

(6) 医薬品等は、薬事法（昭和35年法律第145号）第66条から第68条の規定の範囲内で掲載すること。なお、次のような表示は掲載できないこと。

ア 最大級及びそれに類する表示

イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・使用後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）

(7) 不動産事業

- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、許可免許証番号等を広告又はリンク先のページに明記すること。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を広告又はリンク先のページに明記すること。
- ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従うこと。
- エ 契約を急がせる表示は掲載しないこと。

(8) 弁護士、税理士又は公認会計士

掲載内容は、名称、所在地、一般的な事業案内等に限定し、次に掲げる表示をしないこと。

- ア 顧問先又は依頼者名（同意書がある場合を除く。）
- イ 誇大又は過度な期待を抱かせるもの

(9) 旅行業

- ア 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員に限ること。
- イ 広告又はリンク先のページに登録番号を明示すること。

(10) 通信販売業

- ア 会社の概要、商品カタログ等を検討し、市が妥当と判断したものに限り掲載すること。
- イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する事項を掲載しなければならないこと。

(11) 雑誌、週刊誌等について、以下のものは掲載してはならない。

- ア 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの
- イ 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの
- ウ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害のおそれがある内容を掲載したもの
- エ 有害図書と認められるもの

(12) 映画、興行等

- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しないこと。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しないこと。
- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しないこと。
- エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張したような表現等は使用しないこと。
- オ ショッキングなデザインは使用しないこと。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しないこと。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示すること。

(13) 古物商、リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできないこと。

(14) 結婚相談所、交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していることを明記すること。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。

(15) 労働組合等

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。

(16) 募金

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄付金募集に限ること。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を得たものに限り、そのことを明記すること。

(17) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等は表示しないこと。

イ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

(18) トランクルーム及び貸し収納業者

ア トランクルームは、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。
また、その旨を表示すること。

イ 貸し収納業者は、会社名以外にトランクルームの名称は使用しないこと。また、「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等の主旨を明確に表示すること。

(19) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格の表示については、メーカー希望小売価格の10%引きと表示するなど、その根拠を明確に表示すること

イ 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。

ウ 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に、電話番号は固定電話とし、携帯電話やPHSの表示はできないこと。

エ アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を広告又はリンク先のページに明確に表示すること。また、未成年者の飲酒を誘発するような文言及びデザインを表示しない

こと。

オ 無料で参加、体験できる催し物等で、別途費用を要する場合は、その旨を広告又はリンク先のページに明確に表示すること。

(掲載基準の適用)

第6条 前3条に規定する掲載基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正又は削除を行うことにより、広告を掲載できると認められる場合は、広告主に修正又は削除を求めることとする。

附 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年8月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。